

名古屋市教育委員会定例会  
(議会上程後公開)

令和3年6月4日  
午前10時3分  
教育委員会室

議 事

- 日程1 第6号議案 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について
- 日程2 第7号議案 令和4年度使用中学校用教科用図書(社会【歴史的分野】)採択基本方針について
- 日程3 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程4 指定管理者の指定の変更について
- 日程5 第8号議案 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について
- 日程6 第9号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について
- 日程7 第10号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程8 第11号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程9 第12号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について
- 日程10 第13号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長  
小栗 成 男 委 員  
船津 静 代 委 員  
鎌田 敏 行 委 員  
中谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員14名 ※傍聴者1名

(鈴木教育長)

次に、日程第3「名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第3「名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について」をご説明いたします。

日程第3につきましては、教育に関する条例改正を市会の議案として諮るにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。

この条例改正は、名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館に指定管理者制度を導入する時期を変更するものです。

これらの図書館に新たに指定管理者制度を導入する条例案については、令和3年2月市会において可決され、実際の指定管理者による図書館運営は令和4年4月1日からの開始を予定しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症が拡大している現状におきましては、事業者が令和4年度以後の事業計画や収支計画を立てる上でその影響を見通すことが困難であることから、令和4年4月1日から指定管理者制度を導入しがたい状況にあると考えております。

そのため、令和4年度に新たに指定管理者制度を導入する予定であった4館につきましては、引き続き市が直接図書館を運営し、令和5年度より指定管理者制度を導入するために、本件変更を行うものです。

施行期日は公布の日からとなります。

なお、すでに指定管理者制度が導入されており、今年度指定期間が終了する施設につきましても同様の事由により、新たな指定管理者の選定を行わず、現指定管理者の指定期間を延長することが、全市的な方針として示されています。これらの議案について、後の日程でご説明させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第3「名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第4「指定管理者の指定の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(中馬企画経理課長)

議事日程4「指定管理者の指定の変更について」ご説明いたします。

こちらは令和3年度末までで指定期間が終了します、中村図書館始め5館、中村生涯学習センター始め8館、及び女性会館の指定管理者の指定期間を一年間延長し、令和4年度末までに変更するものでございます。

指定期間を延長する理由につきましては、参考資料をご覧ください。現在、愛知県においては、緊急事態宣言が発出されており、新型コロナウイルスへの感染が拡大している状況でございます。そのような状況下におきまして、事業者が令和4年度以降の事業計画や収支計画をたてる上でその影響を見通すことが困難な状況にあり、また、公募が不調となった場合には、市が直接、施設の維持管理や運営を行う必要が生じるため、大きな影響が及ぶこととなります。このため、本市におきましては、現在の指定管理者が有しているノウハウを生かし、新型コロナウイルス感染症への対策も含めた当面の施設運営を引き続き円滑に行う観点から、指定期間を1年延長する方針となりました。このような全市的な方針を踏まえまして、教育委員会事務局におきましても、指定管理者の指定期間を令和4年度末までとし、6月市会に議案として上程しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第4「指定管理者の指定の変更について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

午前10時44分終了